

阿部耕一さんと年金の基礎を学びましょう
 《息子と父の問答編》 第15回
**年金生活者は確定申告をしなく
 てもいいというのは本当？**

息子 今年からは年金受給者は確定申告をする必要はないの？

父 そうだよ。税制改正により、2011年分の確定申告から多くの年金受給者は確定申告をしなくて良いこととなったんだよ。公的年金等で、収入金額が400万円以下、年金以外の所得が20万円以下という条件があるんだよ。

これによって申告にかかわる年金受給者の労力が軽減されるが、確定申告が不要でも所得税が非課税になるわけではないよ。また、還付を受けるためには確定申告が必要だよ。

年金受給者は年末に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出するのだが、申告書の記載事項以外の控除(下記に例)がある場合、確定申告で所得税の還付を受けることができるよ。

確定申告を行った方がよい方(例)

- ① 一定額以上(「10万円」か「所得の5%」のいずれか少ない方の金額を超える金額)の医療費の支払いがある方 ※年金「収入」ではない
- ② 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払いがある方
- ③ 年金控除以外の社会保険料(国民健康保険料、介護保険料等)の支払いがある方

軽減や免除措置の判定基準に

確定申告の所得金額は、住民税や国保税等の算定の基になるだけでなく、軽減や免除措置の判定基準にもなるよ。確定申告を行うことが税・社会保険料等の負担軽減にも関連するんだよ。まもなく確定申告の時期になるので、必要な書類を揃えておかないとね。

※確定申告は、2/16から3/15までの1か月間、e-Taxの場合は1/16から3/15まで

※e-Taxは国税電子申告・納税システムのこと

12月19日「温泉と名画をみる女性の会」が開かれた。会場のバーデハウスの玄関前で記念撮影。



体を動かすレクはおもしろい

広瀬さとみ

「組合員拡大につながる魅力ある年金者組合をどう作るか。」の支部委員会で、「心から楽しいと思える行事が無い。」と発言した私は、反省し、落ち込んでいた。今回のレクへの参加も躊躇したが、しばらく行っていないバーデハウスをちよつと覗いてみようかな、と思つて参加した。プールを見たら童心がよみがえってきた。4人誘つてプールに入った。泳げない人もいたが、コツを覚えると、「また来たい。」と言ひ出すまでになった。久々の水遊びは楽しかった。

午後の映画「ひまわり」の鑑賞会も良かった。皆さんも十分楽しめたようだ。今後も各人の趣味を紹介し合い、織り交ぜると、広く楽しめると感じた。

いずれにせよ私は、体を動かすレクが楽しい。ちよつとは、頭を刺激するもの入つてよいが。



1月13日三八地労連の新春旗開きが開かれた。年金者組合三八支部からは6人が参加して、他の組合や民主団体の皆さんと交流を深めた。写真はうみねこ合唱団のリードで歌声を響かせる参加者。

活動日誌

- 12月
 21日(水) 消費税街宣
- 1月
 6日(金) 第7回三役会議
 8日(月) 地労連新春宣伝 6.9行動
 10日(火) 第7回執行員会
 13日(金) 地労連旗開き
 16日(月) アンダンテ実行委員会
 19日(木) ニュース245号発行

活動予定

- 1月
 20日(金) 生存権裁判 (青森市)
 21日(土) 医療生協組合員の集い (1時半) パークH
 22日(日) カラオケを楽しむ会 (2時) 多喜
 24日(火) うみねこ班会
 25日(水) 消費税街宣 (1時半) 三春屋前
 26日(木) 臨時執行委員会 (1時半) 組合事務所
 27日(土) 生存権裁判 (青森市)
 30日(月) 県本部執行委員会 (11時) 青森県労連会館
- 2月
 2日(木) 新春の集い (12時) 長者公民館